

第5回議事概要

◆会長挨拶

昨年の2月に行政区画の基準について決めたが、10ヶ月経ち、要望が出たので、皆様方にご審議頂くこととなった。

◆事務局

（報告資料に沿って説明）

◆熊本市行政区画等審議会要綱と、熊本市行政区画等審議会検討部会運営要領の違いは。

⇒検討部会とは、答申書に記載されている専門部会のことである。経緯をご存知の審議会の委員の中から検討部会員で構成し、審議して頂くのが適当だと考えている。

◆事務局

次に要望書の提出状況についてご説明する。

（事務局より、資料に沿って要望書の基礎調査等を報告）

◆「居住者全員の同意について」の全員はどのような考え方か。

⇒世帯主含め世帯全員に同意していただいたうえで署名は世帯主の方に代表して頂く、という手続きとしている。

◆住民説明会は何人ずつ参加されたか。

⇒後半に回答

◆確認だが、産業道路から南側にギザギザに飛び出している形になった背景、理由は。

⇒政令市移行時の区割りの際、西原小学校区と帯山西小学校区の校区の境の線で引いておりこうなった。熊本市全域が道路ではなく小学校区で線を引いており、ここは西原校区として南側に出た形。保田窪2丁目2番街区は、政令市移行と同時期に小学校区を帯山西小学校に変更になっている。

⇒当初区割りのときには、市民生活の一体感を損なわないようにということで、こう引いたものと思われる。

◆今後の可能性を考慮するときに、2丁目2番街区の方々からこういった要望が出ているが、周りの西原1町内の方々の生活にはどう影響するかといった意見を参考にしたら、もう一度この産業道路を境にして全体的に考えよう、となるかもしれない。できるだけ最小限にとどめるという約束事もあり、その意味も考慮した場合どう考えるか。

⇒近隣の意見は、具体的に進める中で調べていくことかもしれないが、現状では何かあるか。

⇒西原1町内の産業道路の南側、参考資料の点線外側の方については、現状のままの意向と伺っている。今回は、点線の内側の住民の方から要望が提出された状況。今ご提案があった、道路でというのは、例えば、将来人口が減ってくるとか、小学校区を市全体で見直すとか、新たな大きな道路や区画整理などがあるなどそういった見直しの時期に改めて全体的な議論を検討したい。本日は、まずは、付帯事項にあるこの2件のうち、要望書の提出された保田窪2丁目2番街区について議論頂ければと思う。

◆この地域は、大半がマンションと社員寮ということか。

⇒そうである。

◆壺川校区について。壺川17町内以外の壺川校区は全て中央区ということか。

⇒そうである。壺川17町内のみ北区である。

◆検討部会の中で論議する際、保田窪の産業道路の南の凸凹の部分、これは意識して検討してもらう必要がある。同じ地理条件の中で、要望が出ているところを検討するのは当然だが、一方で全く同じ状況にある隣接のところはスルーなのか。寝た子を起こすという言い方はふさわしいかわからないが、条件は同じなので、併せて考えて、面としてとらえる発想がないと、隣がやったならうちも、ということになりかねない。

◆マンションと社員寮という新興住民と、元々一体性のある地域力化され方々の西原としてのアイデンティティとが、大きく異なっていることが想定される。それは、道路ができあがったからということで変えるというのも一つだが、周りの住民が、区が変わったことでぶれてしまうかどうかということは調査が必要と思う。

当初区割りをするときに、学校区を中心に考えて、一体感を損なわないように、線引きをやっているんで、このような観点をに入れてしまうと、区割りがどこまでも崩れていく可能性がある。そこについて、一定のルールを以て変更を考えようというのがこの審議会で決めた結論だと思うので、抑制的な観点では、周辺地域まで考えるというのは、地域で起きた時に検討する方がよいと思う。観点は重要なので、現地調査などされた際に議論したい。

⇒補足だが、保田窪の左上の地区はもともと西原校区として一体として活動しており、こちらの方たちはもともとそのご意向がない、ということもご説明してご議論頂く。

◆地域包括支援センターの視点として、災害時に避難誘導希望する方からは、大きな道路を越えて特に夜間避難するのは怖いという意見もある。避難の場所は基本的に校区で動くと思うが、災害との整合性、安全性を含めて今後検討していただきたい。

◆校区に沿って区の境を作った、その後の流れを教えて欲しい。

⇒政令市が施行される前の平成 22 年時点で区の境界線は決まったが、その時点ではまだここは西原校区だったので、東区となった。平成 24 年の 4 月 1 日の政令市移行と同日で校区が常山西校区に変わった。

◆校区が変わった地域というのは他にもあるのか。

⇒緩衝区の設定ならば他にあるが、区をまたいで校区が変わったのはこの 2 地域だけである。

◆区割り実施に際して校区が変わってしまうということは、相当考えなければならない現実と思うので部会でどう判断されるのか、それが一点。もう一つ、今後、人口減少に伴い、校区が広くなることが多くなり、区をまたがる可能性は出てくる、こういうときにどうするのか、縮減が都市で始まることを見越した議論をして頂くと、全体的な整理になると思う。

◆現在学校区というのは、住民の実態に応じて柔軟に教育委員会が変更されており、行政区とは関係なく、別の機関で作られている。そういうことで、壺川については、まず戦略的に校区を高平台校区から変更され、さらに、行政区の変更にと持ってこられている。あるいは保田窪についても、後の状況は変わっているかもしれないが、校区も変更になっている。こういったことは至る所で起きていく話。行政区という行政や政治の単位となっている基本的な枠組みと、消防や道路の修理、学校教育、介護サービスを提供しているサービス単位というのは、もっと柔軟に人の変更・移動に応じて区域等を柔軟に、緩衝地域、関わりあっている地域は相互利用できる形で今もやっていると思う。そういう個別の行政サービスに、どれほど大きな行政区という枠組みが影響されるべきなのか、もう一度整理した方がよい。

◆今実態経済の中で言われているのは、様々な領域にとらわれなくて、今後主体的ありようをいかに具現化するかということ。既成の行政区、社会はどんどん変革して、領域は無くなってきている。領域が無い分野が大きくなっていく中で、地域住民、子供たちは既存のものに振り回されることなく主体性をどう確保していくか。それを我々は共に考えていかねばならない。そのことを大前提に、地域の方々と共有した上で、これからの社会にどう対応するかという議論をしていかないと良い未来にならない。

◆マンションの世帯が主になって要望を出されているが、遡ると、中央区の小学校の方に行きたいというのがあったと思う。この地域に子ども達のいる世帯がどれくらいいたのかと思う。最初の住民の方の要望からいけば、緩衝地区に設ければスムーズに行くのではないのかと思った。地震等で非難する際、自治会が共助でやるということを考えると、この大きな道路の下、凸凹の下の方だけでも、西原の方への避難というのは考えられると思う。

⇒保田窪2丁目の方は、ちょうどこのマンションのところだけ小高い丘になっており、他は道路と同じフラットな高さになっている。通学の人数の少なさから見ると、学校区を問題にしているとはとらえがたいが、熊本地震の際の避難に道路が及ぼした影響などの状況についてはこれから審議頂くことになると思う。

◆事務局より、検討部会の設置について審議資料に沿って説明

◆検討部会の部会長、メンバーの決め方について事務局から説明をお願いします。

⇒熊本市行政区画等審議会検討部会運営要領の第3条の内容に沿って、会長からご指名頂ければと思う。

◆では、ご提案の資料を配布する。ご覧のような、行政や、生活、商工関係、法律、司法関係等に詳しい方々に検討部会の委員をお願いしたい。行政学に詳しい澤田先生に部会長をお願いしたいと思っている。委員の皆様には、初めての行政区画変更に関する検討という大変重い役割を担うことになるが、お引き受け頂いてよろしいか。

(一同了承)

◆ありがとうございます。それでは、部会長からひと言をお願いします。

◆上野会長からご指名頂いた検討部会5人で、審議を行い、この2地区に対する方針等の案をつくり、この審議会に提示をさせて頂こうと考えている。併せて皆様から意見が出た点についても、少し人数が少ないところで、突っ込んだ議論をしていきたいと考えている。よろしくお願いします。

◆検討部会が設置されたところで、事務局から今後の進め方をご提案頂く。

◆事務局より資料に沿って説明

◆確認だが、検討部会は壺川の方からは要望書が出ていないので、この2回程度で保田窪2丁目の案件を整理する、ということでよろしいか。

⇒そうである。

◆壺川まで待つて、というのはこの2回では無理だと思う。また、壺川の方がどういう動きになるかは、要望書が出た後で、事務局が事前にチェックをして頂いた上で議論しなければならない。また、この検討部会はいつまでか。委員の任期までと判断してよろしいか。

◆委員の任期が31年2月12日までとなっており、基本的にはその期間内でのご議論と思っているが、審議状況次第では、再委嘱、期間の延長もありえる。

◆任期が2月12日までということだが、壺川地域の要望書の提出期限を1月31日までと行政から示されるようであれば、住民の希望を、審議会の開催の委員に合わせてよいのかどうかと思う。要望は要望としていつでも受けるという対処が行政として必要と思う。ただ、この審議会は一旦切れてしまうので、また要望書が出てきた際は改めて審議会を設置しなければならない手間はかかるが。

◆壺川校区が既にこの取り組みについて着手されて半年以上経ち、12月も終わろうとしている。こういう具体的な地域の大きな変更について、地域の方々に同意書を得て3か月以上が経っており、いつまでこういう状態を引きずるかということである。保田窪の方は既に書面の提出がされており、内容を検討部会で審議頂くということになるが、壺川地域の期限に関しては、この場で一度整理しておきたい。スケジュールについては、一旦これでよいか。

(一同了承)

◆冒頭に事務局から説明があったように、壺川の地域については、変更の申請をしたいが合意が得られていない、という状況。意欲を持って着手、取り組んでこられた地域だが、現実には少し難儀されていらっしゃる。このような状態の中で、この案件についていつまで私たちの方は受付をやっていくのか、あるいは、地域の中でのこの活動を、正式な活動として認めていくのかという点で整理が要と思う。では事務局から今後の進め方の説明をお願いする。

◆事務局より資料に沿って説明

◆今の説明で理解した。壺川地域から要望書が上がった場合は、再度この審議会を踏まえた上で検討部会に検討を委任されるのか、それとも、事前審査が済んだ上で、審議会は開催せずに、検討部会で検討することになるのか。

⇒提出される時期、例えば年末なのか1月末かにもよるので、会長と相談の上、審議会を臨時で開催するのか、部会にそのまま付託するかなど、決めていければと考えている。

◆1月31日までに提出されなかった場合、ここの問題はもう受け付けない、ということか、それとも、今回はとりあえず期限付きだが受け付けない、という話なのか。

⇒付帯事項にしている2地区の件については、期限内に出なければその先は受け付けない、という説明となる。

⇒その後は一般的なルールに戻るということなので、その地域で大きな変更該当するようなものがあれば申請されて構わないと思う。そもそもこの付帯事項に挙げている件は、全体的な議論をした中では該当しない可能性が高いが、ここを契機としてこのルール作りにあたったので、このルールに基づいて申請されたら判断しましょう、という話だったと思う。既に着手されている取り組みについては、ワンクール、どこかで区切りをつけるということになると思う。また改めて、時代が変わったということでご申請されるには何の支障もなくやっていいと思う。

◆検討部会は、要望書の出ている保田窪の方だけ検討するという話だが、壺川について言うと、何らか、このときまでにこういうものが出てきたら可能ではないか、といったことは、統一的に話をできる部分もあると思う。1月31日まで提出ということになると、部会は終わっていることになる。壺川は、内部の調整は終わっていて、近隣自治会が同意してくれなくてということで遅れているという話だったが、それは自分たちの努力ではなく他の人たちによって左右されてしまう部分で困っているという風を感じる。期限を切ることで、期限があるからお願いしますと言いやすい面もあるが、なぜこういう状態なのか。

⇒壺川17町内は、元々、北の高平台1-1町内というところに入っていた。そこから分離して、小学校が壺川に変わったという経緯がある。高平台からすると、元々一緒だったところから出て行ったという過去の経緯があるようだ。地元自治会の方も、賛同について意見が割れているとのことだった。

⇒了解した。推移を待ちたいと思う。

⇒一般的な区割りの変更のいくつかの基準が設けられているが、地元及び隣接自治会の理解が得られていること、というのは、外部の人たちに左右される条件を入れるということではなくて、自治の単位としての町内会が、その自治の活動を深められるのは当然自分のことではあるのだが、そこだけ孤立した島ではなく近隣と共にあるわけだから、近隣との関係を断ってまで自分たちの好きなところとくっつきたい、というのは考えられないということで入っている条件だと思う。

◆検討部会は、ワーキンググループのような立ち位置と考えており、最終的にもう一度この審議会でも審議するという考えでよろしいか。

⇒具体的なケースについて、実態的な調査検討をしていただいた結果を審議会に返して頂くということだと思う。

◆もし1月31日に壺川の要望書が出てきたら、急遽3回目の検討部会を開催してもよろしいのか。事前調査が必要になるのか。

⇒今は、はっきりしていることをまず審議するということで部会にお願いしたいと思う。今年中に調整が済んで要望書が出てくるならば、1月早々にでも審議頂けるかご相談させて頂く。1月末頃であつたら、任期のことはあるが、必要な審議を尽くすということで、検討部会と審議会ができるように任期を伸ばすことも柔軟にできると思う。1月31日というのは、壺川地域の方々の取り組みに対し、期日を定めるということ。スタート時もはっきりしなかったが、今後は取り組みがわかった場合は、半年くらいの目安を設けるなど、ルールを作っておかないといけない。そういう一つの目安、期日を定めさせて頂く、ということ。

⇒任期の関係があつてバタバタ、という話ではないと了解した。例えば1か月任期を伸ばすということや、第3回目の部会をやることになったら、柔軟に対応をお願いしたいと思う。

◆仮に変更ということが認められたら、行政は、住民に確認したり、説明したり、議会に諮ったりと、半年くらい手続きにかかると思う。その他には何かあるか。

◆最近転居してきた方か、60年とか50年住んでいらっしゃる方か、自分の区とか町内への思いをどれぐらいの方々がお持ちなのかというのがある。総意という中には様々な価値観があると思うので、そのあたりも検討に入れて頂きたい。

◆学校内の者として心配なことは、子どもが一人、二人変わることで学級編成等に影響がある。今日のような（校区の）動きは、学校側は次の年度の改正を考える際に必要。今日のような動きはどの程度学校に情報提供して良いのか。

⇒前任の委員は、壺川小学校の校長先生で、当事者として関わっておられた。資料にあるように、学校区は既に変更になっているので、区割り変更の議論とは基本的に関係が無い話と思う。

⇒壺川で教頭を3年した。区割りはそうなのだが、保護者の考えは少し違うところがある。区がもし変わったら、大人がまず影響を受け、子ども達も影響を受ける。友達関係への影響は一人二人が変わることでずいぶん違ってくる。学校の現場には影響のある話と思うが、どのくらい伝えていいものか。

⇒前任の校長先生は、近隣の校長先生にも話をされて会議に臨まれていると聞いた。今おっしゃられたのは、高平台小学校に通う子どもが、全部壺川に行ってしまうと、という変化か。

⇒逆である。壺川の子ども達が高平台に行くということ。

⇒ここは今北区で、元々高平台小学校校区だったのを地元の要望によって壺川校区に行政区ができた後に変えている。それをまた北区の校区に、という話は考えにくい。

◆他にはいかがか。

◆検討する対象は、審査基準のオの市民生活及び行政事務の執行に著しい支障をきたしていること、この要件を満たすかどうかということがメインとお話があった。さらに、今回は付帯事項に関する事案ということで、政令指定都市移行以前から小学校の通学区域の見直し及び区の変更に関する要望等があった地域、ということでこの付帯事項の対象となっているとのことだが、この対象となっているのは壺川地区と保田窪地区の2つだけで、今後はこの2つの地域以外にはこの付帯事項を基準に判断する必要はない、ということでよいか。今回の判断の結果が、今後の事例に何らかの影響を及ぼすことが考えられるので確認したい。付帯事項の最後に、「なお、今後、行政区変更の方針に基づき区境の変更を検討する場合、この付帯事項に基づく対応が前例となるものではないことに留意すること」とあえて付言されているので、今回の2つの事例のみの特別の判断であって、今後の区境変更についてはまた判断基準が異なる事案だという前提で進めてよろしいか。

⇒相違ない。一般的なルールが決まる前から申し立てられた地域については、このルールが後からできているので、この地域が合意を得て申請されるなら受け付けましょうということ。区割りに意見を持つ地域は、区割りをする時から市内のあちこちに存在している。ただ、付帯事項の2地域については、判断基準は一般的なルールでします、ただし門前払いをせずに審査をします、ということだったと思う。

⇒付帯事項でない一般的なルールは、行政区を変更する方針を答申書で頂いているが、行政区の変更を検討するか否かの判断は、再編成（合区・分区）があった場合、それ以外に地形地物の大規模な変更、例えば区画整理が行われて変更せざるを得ない、そういった条件があったときには、この基準に基づいて審査を行っていく。今回はこの検討するか否かの判断には該当しないが、付帯事項で検討するということだ。

⇒了解した。この審査基準の要件、区境変更には本来ならば該当しない事案ということを前提に、付帯事項で審議すると理解した。

⇒こういうルールを作ったとしても、様々な理解や主張というのがありえるので、法律的にも耐えるルール、運用というのを、これから経験則として蓄積しながらやっていかなければならない。ぜひ、先生の知見をご指導頂ければと思う。

◆他に、全体的なことについてのご意見等があれば。

◆具体的な検討部会の検討の課題だが、調べていただきたいことを事務局に色々お願いしたい。果たして2回で足りるのかと思っている。そこで、よければ12月中に調べて欲しいこと、用意して欲しい資料を検討部会の皆さんに訊ねて頂いて、第1回でその検討ができるようにしたいのでよろしくお願いします。

⇒部会長を中心に進め方を検討いただきたい。

⇒5人の検討部会ではあるが、質問・資料提供は皆さんから頂いてはいかがか。例えば自分は福祉分野だが、地域密着でよりご存知の先生がいらっしゃる。多くはなくてもいいので、皆さんから寄せて頂いてそれを集約して検討しては。

⇒では、進め方を部会と事務局とで調整して頂ければと思う。他には。

◆事務局

先ほどご質問があった、地域での説明会の人数を補足する。壺川地域は約35名、保田窪地域は約16名だった。

◆以上、ありがとうございました。

次回の第6回の審議会は、部会での検討が済んで、ということになると思う。2月上旬あたりで事務局から調整があると思う。ご協力をよろしくお願いします。

本日は、長時間にわたりご協力をありがとうございました。